

ほいくじょ りょう 保育所などの利用のしかた

みなみく こ そだ
南区で子どもを育てている

とう かあ
お父さん、お母さんへ



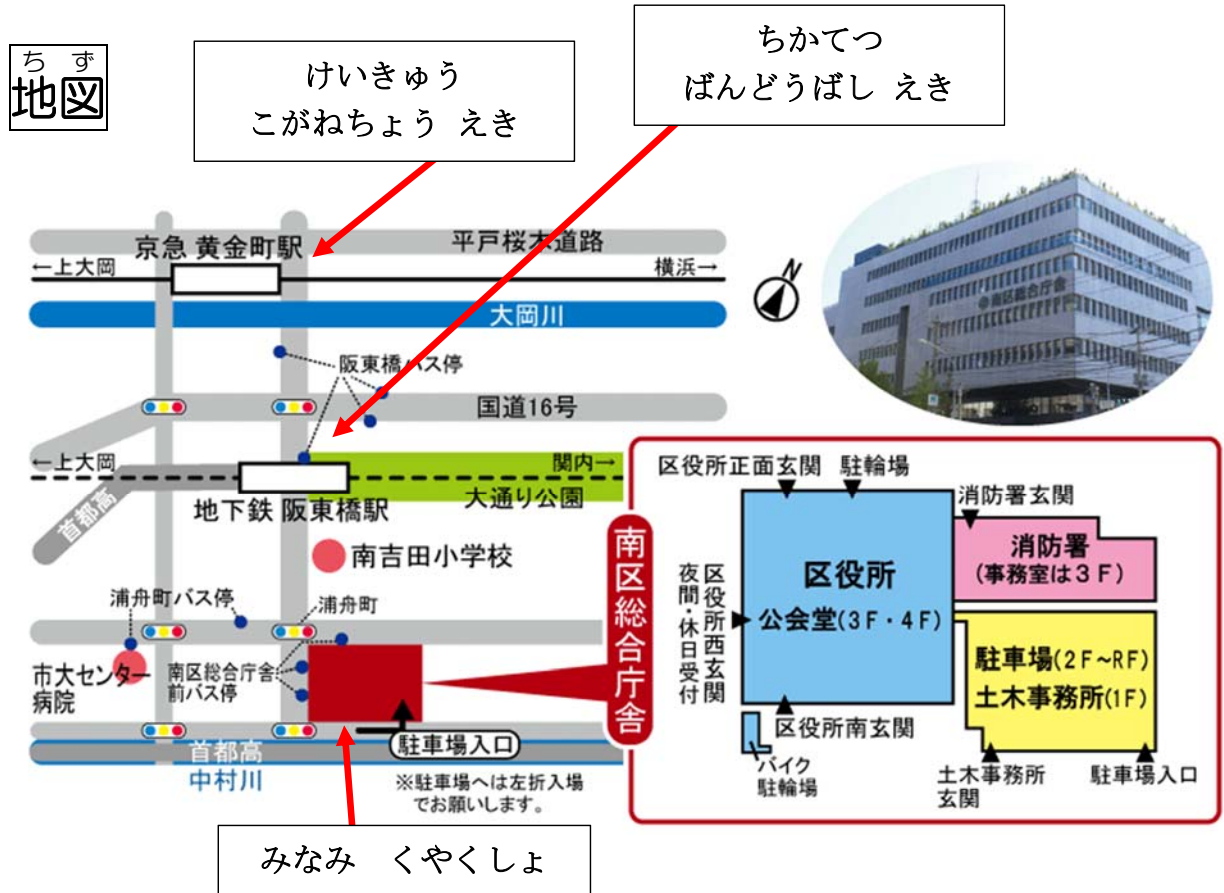
みなみくやくしよ つうやく
★★南区役所には、通訳(※)がいます★★

	えいご 英語	ちゅうごくご 中国語
ようび 曜日	げつようび 月曜日 きんようび 金曜日	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日
じかん 時間	9:00~12:00 13:00~17:00	13:00~17:00
う つ 受け付け るところ	みなみくやくしよ <small>こうほうそうだんがかり</small> 南区役所『広報相談係』 <small>みなみくやくしよ かい ばんまどぐち</small> (南区役所1階1番窓口)	
でんわ 電話	045-341-1212	

つうやく えん
※通訳は0円です。

ほいくじょ もう こ 保育所を申し込むところ

みなみくやくしよ 南区役所 かていしえんか 子育て支援課 かい 2階 ばんまどぐち 25番窓口



う つ しかん 受け付けする時間

げつよう きんよう 月曜～金曜 8:45～17:00

ほいくじょ もう こ ひと 保育所を申し込むことができる人

こ 子どものお父さん、お母さんなど、こ 子どもの世話をする人

1 1 子どもを預けたい

お父さんやお母さんが仕事などで、家で子どもを育てることができないとき、子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。

横浜市には、子どもを預けるいろいろなサービスがあります。まずは区役所にきてください。

申し込むところ	種類	子どもの年齢
区役所	① 認可保育所	0～5歳
	② 小規模保育事業 家庭的保育事業	0～2歳
	③ 認定こども園	0～5歳
認可外保育施設 幼稚園	④ 認可外保育施設 (横浜保育室)	0～5歳 (0～2歳)
	⑤ 幼稚園	3～5歳



場所は、『南区保育所等

の御案内』をみてください。

① 認可保育所

仕事などで、家で子どもを育てることができないとき、0～5歳の子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。

② 小規模保育事業、家庭的保育事業

- 仕事などで、家で子どもを育てることができないとき、0～2歳の子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。
- 認可保育所より子どもの数が少ないです。
- 3歳になった子どもは、ほかの認可保育所、認定こども園、幼稚園にいきます。

③ 認定こども園

- 幼稚園と保育所が一緒になったところです。

④ 認可外保育施設（横浜保育室）

- 子どもを預けることができます。大きさを、保育料（子どもを預けるためのお金）が認可保育所とちがいます。

⑤ 幼稚園

- 簡単な勉強をします。

2 申し込みがはじまる日

- 4月から保育所をつかうとき（保育所は4月が一番入りやすい）

→前の年の10月初め～11月初めに申し込みます。

- 1～3月、5～12月から保育所をつかうとき

→保育所に入りたい月の前の月の初めまでに申し込みます。

＜例＞2019年4月～2020年3月の申し込みがはじまる日

保育所に入る月	申し込みがはじまる日	しめきりび 締切日
2019年 4月	2018年10月12日（金）	2018年11月 9日（金）
	2019年 1月 4日（金）	2019年 2月 8日（金）
2019年 5月	2019年 3月11日（月）	2019年 4月10日（水）
2019年 6月	2019年 4月11日（木）	2019年 5月10日（金）
2019年 7月	2019年 5月13日（月）	2019年 6月10日（月）
2019年 8月	2019年 6月11日（火）	2019年 7月10日（水）
2019年 9月	2019年 7月11日（木）	2019年 8月 9日（金）
2019年10月	2019年 8月13日（火）	2019年 9月10日（火）
2019年11月	2019年 9月11日（水）	2019年10月10日（木）
2019年12月	2019年10月11日（金）	2019年11月 8日（金）
2020年 1月	2019年11月11日（月）	2019年12月10日（火）
2020年 2月	2019年12月11日（水）	2020年 1月10日（金）
2020年 3月	2020年 1月14日（火）	2020年 2月10日（月）

3 保育所を申し込む前の注意

- 子どもに心配なところがあるときは、申し込む前に区役所へきてください。
- 申し込む前に、保育所に電話して見学してください。

4 保育所に入れる子どもの数

・4月の「保育所に入れる子どもの数」が知りたい

→10月初めに区役所に聞いてください。

・1～3月、5～12月の「保育所に入れる子どもの数」が知りたい

→入りたい月の前の月の初めに区役所に聞いてください。

5 保育料（子どもを預けるためのお金）

認可保育所、認定こども園、小規模・家庭的保育事業の保育料

は、お父さんとお母さんの市民税できまります。

→くわしくは『横浜市保育所等利用案内』をみてください。

わからないときは区役所へ聞いてください。

2019/10/1 から保育料がかわります。

① 認可保育所等、認定こども園、幼稚園、横浜保育室

→3～5歳クラスは保育料が0円

→0～2歳クラスは、市民税が0円のときに、保育料が0円

② 認可外保育施設等（お父さんとお母さんが働いているとき）

→3～5歳クラスは、1か月に37,000円までの保育料が0円

→0～2歳クラスは、市民税が0円のときに、1か月に

42,000円までの保育料が0円

6 保育所に入る子どものえらび方

お父さんとお母さんのはたらき方などをみて、保育所に入る子どもをきめます。

→くわしくは『横浜市保育所等利用案内』をみてください。

わからないときは区役所へ聞いてください。

7 一時保育

小学校に入る前の子どもを保育所に少しの間、預けることができます。(お金がかかります。)

→つかえないときもあります。『一時保育実施施設一覧』をみて、

それぞれの保育所へ聞いてください。

しゅるい 種類	つかえるとき	つかう限度 げんど
ひていけいてき 非定型的 ほいく 保育	お父さんやお母さんが仕事などで、家で子どもを育てることができないとき。	1週間に週3日か、 一か月に120時間まで
きんきゅうほいく 緊急保育	お父さんやお母さんが急な病気などで、家で子どもを育てることができないとき。	1回に14日まで
リフレッシュ ほいく 保育	お父さんやお母さんが休みたとき。	1回に1日まで

8 家庭の様子が変わったとき

申し込んだあとに、家庭の様子が変わったときは、区役所にきて、申請書（役所に出す紙）を書いてください。

例：申請書を書くとき

- ① 仕事が変わるとき、仕事をやめるとき
- ② 引っ越しをするとき
- ③ 子どもを産むとき、子どもを産んだあとに仕事を休むとき
- ④ 離婚したとき、結婚したとき
- ⑤ 保育園の申し込みをやめるとき





2019年^{ねん}10月^{がつはっこう}発行

みなみやくしよ 南区役所 ^{かていしえんか} こども家庭支援課